

# 糸島市地域防災計画



令和6年3月

糸島市防災会議

# 地域防災計画の構成

## 一 本 編 一

- 第 1 章 総 則
- 第 2 章 災害予防計画
- 第 3 章 風水害応急対策計画
- 第 4 章 震災応急対策計画
- 第 5 章 原子力災害対策計画
- 第 6 章 大規模事故等応急対策計画
- 第 7 章 災害復旧復興計画

## 一 資料編 一

- 市の現況資料
- 例規、基準等
- 各種様式

— 本 編 —

# 第1章 総 則

本章は、地域防災計画の目的、防災業務に関する各防災関係機関とその役割、市域の災害に関する環境、計画の前提条件、防災ビジョン（防災対策の基本方針）などを定めたものである。

第1節 計画の策定方針

第2節 防災関係機関等の業務大綱

第3節 市の概況

第4節 災害危険性

第5節 防災ビジョン

## 第2章 災害予防計画

本章は、災害が発生する前（予防期）の対策として、「災害に強い組織・ひとづくり」「災害に強いまちづくり」と「災害に備えた防災体制づくり」のための施策を体系化し、本市に必要な災害予防計画を定めたものである。

第1節 災害に強い組織・ひとづくり

第2節 災害に強いまちづくり

第3節 災害に備えた防災体制づくり

## 第3章 風水害応急対策計画

本章は、風水害時に市及び防災関係機関が実施する様々な対策について、実施担当者、手順などの基本事項を定めたものである。

各対策項目は、被害の発生が予想される場合、及び災害が発生した場合を想定して、災害警戒又は発生直後から時間経過（初動活動期→応急活動期→復旧活動期）に沿って整理している。

- 第1節 応急活動体制
- 第2節 気象情報等の収集伝達
- 第3節 被害情報等の収集伝達
- 第4節 災害広報・広聴活動
- 第5節 応援要請
- 第6節 災害救助法の適用
- 第7節 救助・救急・消防活動
- 第8節 医療救護活動
- 第9節 交通・輸送対策
- 第10節 避難対策
- 第11節 要配慮者（避難行動要支援者）対策
- 第12節 安否情報の提供
- 第13節 生活救援活動
- 第14節 住宅対策
- 第15節 防疫・清掃活動
- 第16節 遺体の処理・埋火葬
- 第17節 文教対策
- 第18節 公共施設等の応急対策
- 第19節 災害警備

時期区分	目安とする期間
初動活動期	災害警戒又は発生～2日目まで
応急活動期	3日目～7日目まで
復旧活動期	8日目以降

## 第4章 震災応急対策計画

本章は、震災時に市及び防災関係機関が実施する様々な対応について、実施担当者、手順などの基本事項を定めたものである。

各対策項目は、突発的な地震が発生した場合を想定して、発生直後から時間経過（初動活動期→応急活動期→復旧活動期）に沿って整理している。

- 第1節 応急活動体制
- 第2節 地震情報等の収集伝達
- 第3節 被害情報等の収集伝達
- 第4節 災害広報・広聴活動
- 第5節 応援要請
- 第6節 災害救助法の適用
- 第7節 救助・救急・消防活動
- 第8節 医療救護活動
- 第9節 交通・輸送対策
- 第10節 避難対策
- 第11節 要配慮者（避難行動要支援者）対策
- 第12節 安否情報の提供
- 第13節 生活救援活動
- 第14節 住宅対策
- 第15節 防疫・清掃活動
- 第16節 遺体の処理・埋火葬
- 第17節 文教対策
- 第18節 公共施設等の応急対策
- 第19節 災害警備

時期区分	目安とする期間
初動活動期	発生～2日目まで
応急活動期	3日目～7日目まで
復旧活動期	8日目以降

## 第5章 原子力災害対策計画

本章は、原子力災害時に市及び防災関係機関が実施する対策について、実施担当者、手順などを定めたものである。

第1節 総則

第2節 災害事前対策

第3節 災害応急対策

第4節 災害復旧対策

第5節 複合災害対策



## 第6章 大規模事故等応急対策計画

本章は、大規模事故時に市及び防災関係機関が実施する対策について、実施担当者、手順などを定めたものである。

- 第1節 大規模事故対策
- 第2節 危険物等災害対策
- 第3節 海上災害対策
- 第4節 放射線災害対策
- 第5節 林野火災対策

## 第7章 災害復旧復興計画

本章は、被災した市民・事業者・農林漁業従事者等の再建支援と、社会システム回復のための基本的対策項目について定めたものである。

第1節 災害復旧事業

第2節 被災者等の生活再建等の支援

第3節 地域復興の支援

第4節 災害復興計画